

○茨城県立医療大学研究・学術メディア委員会規程

平成 13 年 4 月 18 日

医療大訓第 5 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成 6 年茨城県規則第 108 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、茨城県立医療大学研究・学術メディア委員会(以下「委員会」という。) に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 各学科（看護学科においては助産学専攻科を含む）、各センター、研究科及び附属病院から推薦された専任教員各 1 名
- (3) 総務課長
- (4) 教務課長
- (5) その他学長が指名する者

2 前項第 2 号及び第 5 号の委員は、学長が任命する。

(任期)

第 3 条 前条第 1 項第 2 号及び第 5 号に掲げる委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(審議事項)

第 4 条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 附属図書館の運営に関する事項
- (2) 研究に関する事項
- (3) 紀要の編集に関する事項
- (4) 情報システムに関する事項

(役員)

第 5 条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 1 名

2 委員長は、附属図書館長をもって充てる。

3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 会議は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 議長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を会議に出席させて、審議事項の説明をさせ、又は意見を述べさせることができる。

(委員長の専決)

第7条 委員会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、委員長において、これを専決処分することができる。

- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、委員長はこれを委員会に報告しなければならない。

(部会)

第8条 委員会は、審議を適切に行うため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会の議を経て委員長が定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成13年4月18日から施行する。
(茨城県立医療大学研究委員会規程等の廃止)
- 2 次に掲げる規程は、廃止する。
 - (1) 茨城県立医療大学研究委員会規程(平成7年医療大訓第11号)
 - (2) 茨城県立医療大学附属図書館運営委員会規程(平成7年医療大訓第12号)
 - (3) 動物実験委員会規程(平成7年医療大訓第33-3号)
 - (4) 実験廃棄物処理委員会規程(平成7年医療大訓第33-4号)
 - (5) 茨城県立医療大学公開講座委員会規程(平成11年医療大訓第54号)(茨城県立医療大学紀要発行に関する規程の一部改正)
- 3 茨城県立医療大学紀要発行に関する規程(平成7年医療大訓第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「茨城県立医療大学研究委員会(以下「研究委員会」という。)」を「図書・研究委員会」に、「茨城県立医療大学研究委員会規程(平成7年医療大訓第11号)」を「茨城県立医療大学図書・研究委員会規程(平成13年医療大訓第55号)」に改め、同

条第2項第1号を次のように改める。

(1) 図書・研究委員会委員長

第4条第2項第2号中「研究委員会委員」を「図書・研究委員会委員」に改め、同条第3項及び第4項中「研究委員会」を「図書・研究委員会」に改め、同条第5項中「研究委員会委員長」を「図書・研究委員会委員長」に改める。

(茨城県立医療大学附属図書館規程の一部改正)

4 茨城県立医療大学附属図書館規程（平成7年医療大訓第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「図書館運営委員会（以下「委員会」という。）」を「図書・研究委員会」に改め、同条第2項中「委員会」を「図書・研究委員会」に改める。

(茨城県立医療大学公開講座規程の一部改正)

5 茨城県立医療大学公開講座規程（平成7年医療大訓第33号）の一部を次のように改正する。

第2条中「茨城県立医療大学公開講座委員会」を「茨城県立医療大学図書・研究委員会」に改める。

(茨城県立医療大学情報システム専門部会規程の一部改正)

6 茨城県立医療大学情報システム専門部会規程（平成7年医療大訓第33-2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「茨城県立医療大学附属図書館運営委員会規程第7条」を「茨城県立医療大学図書・研究委員会規程第7条の規定」に改める。

第2条第1項第5号中「附属図書館運営委員会（以下「運営委員会」）」を「図書・研究委員会」に改め、同条第2項中「運営委員会委員長」を「図書・研究委員会委員長」に改める。

第3条中「運営委員会」を「図書・研究委員会」に改める。

第5条中「運営委員会委員長」を「図書・研究委員会委員長」に、「運営委員会」を「図書・研究委員会」に改める。

(茨城県立医療大学動物舎管理運営規程の一部改正)

7 茨城県立医療大学動物舎管理運営規程（平成8年医療大訓第37-1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「茨城県立医療大学研究委員会規程（平成7年医療大訓第11号）第7条に基づき設置された動物実験委員会」を「図書・研究委員会」に改め、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とする。

第4条第2項中「動物実験委員会の委員長」を「図書・研究委員会委員長」に改める。

第7条中「動物実験委員会の議を経て、かつ研究委員会」を「図書・研究委員会」に改める。

(茨城県立医療大学動物舎利用規程の一部改正)

8 茨城県立医療大学動物舎利用規程（平成8年医療大訓第37-2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「動物実験委員会（以下「委員会」という。）」を「図書・研究委員会」に改める。

第4条、第7条第1項及び第9条第1項中「委員会」を「図書・研究委員会」に改める。

第17条第2項中「動物実験委員会」を「図書・研究委員会」に改め、同条第3項中「委員会」を「図書・研究委員会」に改める。

第20条中「委員会」を「図書・研究委員会」に、「委員長」を「図書・研究委員会委員長」に改める。

様式第1号及び様式第3号中「茨城県立医療大学動物実験委員会委員長」を「茨城県立医療大学図書・研究委員会委員長」に改める。

（茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程の一部改正）

9 茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程（平成8年医療大訓第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第2号中「第10条」を「第7条」に改める。

第5条から第7条までを削る。

第8条中「委員会」を「図書・研究委員会」に改め、同条を第5条とする。

第9条第4項中「委員長」を「図書・研究委員会委員長」に改め、同条を第6条とする。

第10条及び第11条を3条ずつ繰り上げる。

第12条第2項中「委員会」を「図書・研究委員会」に改め、同条を第9条とする。

第13条から第16条までを3条ずつ繰り上げる。

第17条第4項中「第18条」を「第15条」に改め、同条を第14条とする。

第18条から第23条までを3条ずつ繰り上げる。

様式第1号中「(第11条関係)」を「(第8条関係)」に、「茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程第11条」を「茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程第8条」に改める。

様式第2号中「(第12条関係)」を「(第9条関係)」に、「茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程第12条」を「茨城県立医療大学組換えDNA実験安全管理規程第9条」に改める。

（茨城県立医療大学学外共同研究員規程の一部改正）

10 茨城県立医療大学学外共同研究員規程（平成9年医療大訓第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「研究委員会」を「図書・研究委員会」に改める。

（任期の特例）

11 第3条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に任命される委員の任期は、平成15年3月31日までとする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
(茨城県立医療大学公開講座規程の一部改正)
- 2 茨城県立医療大学公開講座規程（平成 7 年医療大訓第 33 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「茨城県立医療大学図書・研究委員会」を「茨城県立医療大学地域貢献研究センター運営委員会」に改める。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 5 月 22 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(関係規程の一部改正)
- 2 次の規定及び要項の一部を併せて改正する。
 - (1) 茨城県立医療大学図書・研究委員会規程
 - (2) 茨城県立医療大学附属図書館規程
 - (3) 茨城県立医療大学附属図書館資料の除籍に関する処理要領
 - (4) 図書等の購入に関する内規
 - (5) 茨城県立医療大学紀要発行に関する規程
 - (6) 茨城県立医療大学プロジェクト研究実施要領
 - (7) 茨城県立医療大学奨励研究実施要領
 - (8) 茨城県立医療大学教員海外研修要項
 - (9) 茨城県立医療大学学外共同研究員規程
 - (10) 茨城県立医療大学共同研究費取扱規程
 - (11) 茨城県立医療大学共同研究費取扱細則

- (12) 茨城県立医療大学受託研究費取扱規程
- (13) 茨城県立医療大学受託研究費取扱細則
- (14) 茨城県立医療大学奨学寄附金取扱規程
- (15) 茨城県立医療大学情報システム部会規程

3 前項の規程、要領、要項及び細則中の「図書・研究委員会」又は「総務委員会」を「研究・学術メディア委員会」に改める。